

## 議第66号

### 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

#### 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第21号エ中「その家庭」を「障害児もしくはその家族または保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「必要な」の右に「助言その他の」を加え、同表第2項第6号中「が地域」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が地域」に、「のうち」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「ために、」を「ために」に、「に登録を受けた者」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者」に、「に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居宅介護」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に通わせて行う同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所を」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等を」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所について」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等について」に改め、同号ア中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業に

ついて3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあっては、18人)」に改め、同号イ中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の右に「(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)」を加え、同号イに次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

別表第1第2項第6号ウおよびエ中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

別表第3第1項第2号中「別表第1第1項第2号本文」を「別表第1第1項第2号」に改め、「イ(イ)および」および「(イ(イ)を除く。)」を削り、同表第2項中「(イ(イ)を除く。)」を削る。

#### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。